

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 6(オ)2325	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	土地根抵当権設定登記抹消登記手続	原審事件番号	平成 6(ネ)148
裁判年月日	平成 7 年 3 月 10 日	原審裁判年月日	平成 6 年 9 月 13 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 174 号 811 頁		

判示事項	物上保証人が債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することの許否
裁判要旨	物上保証人は、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することができない。

全 文	
主 文	
	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	
	上告代理人吉成重善の上告理由について <u>他人の債務のために自己の所有物件につき根抵当権等を設定したいわゆる物上保証人が、債務者の承認により被担保債権について生じた消滅時効中断の効力を否定することは、担保権の付従性に抵触し、民法三九六条の趣旨にも反し、許されないものと解するのが相当である。右判断は、所論引用の判例に抵触するものではない。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。</u> よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 中島敏次郎 裁判官 大西勝也 裁判官 根岸重治 裁判官 河合伸一)

※参考：判例タイムズ 875 号 88 頁、判例時報 1525 号 59 頁、金融商事判例 969 号 14 頁